

「テレワーク先駆者」認定基準及び「テレワーク先駆者百選」審査基準について

■認定・審査基準

(以下に記載する「テレワーク」は在宅勤務・モバイル勤務・サテライトオフィス勤務のすべてを含む。)

■以下の2条件を満たした団体 → 「テレワーク先駆者」認定

条件1：過去1年での労働関係法令等の重大な違反がない

過去1年間、行政機関（労働基準監督署等）から行政指導（是正勧告書の交付等）や労働関係法令違反での書類送検がない

条件2：テレワークによる勤務の明文化

以下①～③のいずれかを満たす

- ① テレワークによる勤務が就業規則の本則や細則に定められ、テレワークを行っている
- ② 就業規則にテレワークによる勤務についての定めはないが、労基署に届け出済のテレワーク勤務規程(※1)があり、テレワークを行っている

※1 テレワーク勤務規程の仕様は厚労省編「モデル就業規則作成の手引」P24-26 記載の「モデルテレワーク就業規則(在宅勤務規程)」を基準とする

<https://www.tw-sodan.jp/materials/>

- ③ 上記①、②に該当しないが、以下に定めた内容(※2)を含むガイドライン等の社内ルールを作り、従業員に周知したうえでテレワークを行っている

※2 社内ルールにテレワークに関する以下が明記されていること ①実施対象者、②利用方法、③勤務時間と場所、④始終業や業務報告、⑤利用機器に関するルール

■さらに以下をすべて満たした団体 → 「テレワーク先駆者百選」に選定

条件3：テレワーク対象従業員の割合

対象従業員が常時雇用する人の25%以上（小規模事業者であれば50%以上）である

※小規模事業者は中小企業基本法の定義による (<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

条件4：対象従業員のテレワーク実施者割合（または人数）

対象従業員の50%以上、もしくは社員200人以上の企業であれば100人以上である

条件5：テレワーク実施者の実施頻度

テレワーク実施者全体の平均実施日数が月平均4日以上である

条件6：テレワークにおける長時間労働防止対策

テレワークにおける長時間労働を防ぐシステムやルールがある

【注意事項】記載内容に虚偽があった場合、応募を取り消す場合があります。

以上